

# 「市民が主役」。

## 市民とともに創る

### 地域づくり支援事業

今年度の

「市民との協働による地域づくり支援補助」の  
対象事業を募集します。

この補助制度は、市民の方々の自治意識を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するために、

地域の社会的な課題に対して  
市民自らが地域全体の視点に立ち  
事業内容の検討、決定を行い  
市民相互の支え合いと活力のある  
地域社会を創造すること

を目的としています。

市民の皆さまの豊富なノウハウを生かした、地域づくりのアイデアをご提案ください。

#### 安全安心で住みよいまちづくり枠 (ハード事業)

予算枠 2千万円

##### 対象となる事業

● 地域(地元)が自ら管理を行っている排水路や、地域の公園、市民生活に密着した通路・歩道・階段、市民が共同利用する施設等を整備・修繕する事業で、地域の自治組織や自治連合組織が中心となり、緊急度や利用率などの重

要性を考慮した結果、市民生活の安全安心度の向上が認められ、地区内の合意形成が図られた事業。  
(例) 市の管理がおよばない生活道路、通路の整備・修繕、地元管理公園の外灯整備  
● 1件当たり10万円以上の備品購入事業  
(例) 自治会で利用する除雪機や非常用発電機等

**対象としない事業**  
● 市が管理すべき道路や都市計画等に基づき、政策的に整備する道路および道路附帯施設の整備  
● 特定の個人または公益性のない団体の所有となる備品  
**補助金の決定方法**  
市役所内の選定委員会において選定します。

#### 市民協働地域づくり活動枠 (ソフト事業)

予算枠 2千万円

##### 対象となる事業

「地域づくり」や「まちづくり」等の地域の社会的な課題に、地域住民や地域組織が主体的に参加して、その解決に向けて取り組む事業。  
(例1) 地域ぐるみでの美化作業や花の植栽事業  
(例2) 地域住民が防災意識を高めるための講習

会

(例3) 地域の伝統文化を守るための人材育成にかかる費用

##### 対象としない事業

● 営利を目的とする事業  
● 公序良俗に反する事業  
● 事業の効果が特定の個人または特定の団体のみに帰属する場合  
(例) イベントの景品特定の団体のユニフォーム

● 飲食経費や振る舞い、懇親会に要する経費  
● その他社会通念上、公費の支出がふさわしくない事業・経費  
**補助金の決定方法**  
従来どおり、地域ごとに事業選定組織を設置し、地域の皆さまが自ら事業の選定を行い、補助金の額を決定します。

～ これまでに実施された事業の一部をご紹介します ～



▲平成29年度に「岩代小浜の歴史と文化を護る会」が小浜地域の由緒ある史蹟名勝のパンフレットを作成しました。



▲平成29年度に「東和地域婦人会」が、春と秋にチューリップ等の植栽事業を行いました。



### 応募期限

令和元年5月31日(金)

### 注意点

※ソフト事業、ハード事業ともに、平成31年4月1日以降に着手し、令和2年3月31日までに完了できる事業とします。

### 補助対象となる団体

- (1) 行政区等の自治組織やその連合体
- (2) 市民主体の地域づくり団体
- (3) 市民主体の特定非営利活動法人
- (4) 市長が特に補助金の交付が適当であると認める団体

### 応募方法

事業を実施したい団体は、事業実施箇所の支所地域振興課(二本松地域は各住民センター)に「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。  
※様式は市ウェブサイトをご覧ください。

### 事業の公表

補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、事業の内容・結果等について、できる限り公表するように努めなければなりません。新聞等に取材依頼を行い、積極的に記事を掲載するよう努めてください。

### ◎問い合わせ:

- 生活環境課生活防災係 ☎(55) 5102
- Fax(22) 4479
- 安達支所地域振興係 ☎(23) 9024
- Fax(23) 8241
- 岩代支所地域振興係 ☎(65) 2800
- Fax(55) 3055
- 東和支所地域振興係 ☎(66) 2506
- Fax(46) 4122
- 秘書政策課新エネルギー推進係 ☎(24) 7120
- Fax(22) 7023



### 狩猟免許等の新規取得経費を補助します

イノシシなどの鳥獣による農業被害対策の担い手を確保するため、狩猟免許および銃砲(猟銃)の所持許可の取得にかかる費用の一部を補助します。

#### 対象者

- ・新規に二本松市鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命されることを目的に、狩猟免許(第1種銃猟免許・わな猟免許)および銃砲所持許可を取得される方
- ・二本松市鳥獣被害対策実施隊の隊員で、現在所持していない種類の狩猟免許等を取得される方

#### 補助対象経費

- ・狩猟免許の取得に要する狩猟免許試験手数料と、講習会受講料等の経費
- ・銃砲所持許可の取得に要する申請手数料と講習会受講料等の経費

#### 補助率

掛かる経費の2分の1

※条件によって異なります。

#### 注意事項

補助金の対象となるためには、いくつかの要件があります

ので、狩猟免許等を申請する前に、必ず市へご相談ください。

#### ◎問い合わせ:

・補助金について

農業振興課農地林業係

☎(55)5118

Fax(22)8533

・狩猟免許試験について

県北地方振興局県民生活課

☎024(521)2709

Fax024(521)2855

・銃砲所持許可について

二本松警察署

☎(23)1212

Fax(22)7110



### 海外留学で国際的視野を広めませんか

国際的視野を持った人材を育成するため、朝河貫一博士ゆかりの米国イェール大学またはダートマス大学へ留学される方に奨学金を支給します。



#### 支給対象者

25歳未満の留学する方

※その方またはその保護者が市内に住所を有する場合に限りです。

奨学金の額

奨学金は、次の金額を上限として支給します。

・長期留学(科目履修等)

…1年当たり100万円

・短期留学(語学クラス等)

…50万円

※長期留学とは3カ月以上の

留学のことを指します。※短期留学は、1回限りの支給となります。

#### 留学の手続き等

大学への留学手続き、渡航手続き等については、留学する方が行うこととなります。

#### ◎問い合わせ・申し込み:

秘書政策課総合政策係

☎(55)5090

Fax(22)7023

**5月1日(天皇の即位の日) 市民課休日窓口を開設します**

5月1日に市民課窓口を開設します。

住民票の写しや税務証明書、

マイナンバーカードの交付の

ほか、婚姻届などの戸籍届の

受け付けも行います。

日時 5月1日(水)

午前8時30分～午後5時

場所 市役所本庁舎市民課

※各支所では開設していません。

#### ◎問い合わせ:

市民課市民窓口係

☎(55)5105

Fax(22)1547

### 御即位・御退位に伴う記帳所を設置します

天皇陛下の御即位への祝意と、併せて上皇、上皇后両陛下への謝意を奉呈するため、左記の日程で記帳所を設けます。

#### 日時

5月1日(水)、

5月7日(火)～10日(金)

午前8時30分

～午後5時15分

#### 場所

市役所1階市民ホール

#### ◎問い合わせ:

秘書政策課秘書広報係

☎(55)5096

Fax(24)5040





## 二本松市総合

### 「ハザードマップ」を配布します



裏表紙の「災害・避難カード」を記入しましょう。



B4見開き冊子で字が大きく、ペンで自由に書き込みもできます。



阿武隈川の水位や土砂災害に関する情報を基に行動が起こせる「タイムライン」も掲載

今回の広報にほんまつ5月号と一緒に市民の皆さまにお配りした「二本松市総合ハザードマップ」は、市内で起こりうる洪水・土砂災害等の風水害ハザードマップのほか、地震・火山に関する情報も掲載している、総合型のハザードマップです。

**今回のハザードマップの特徴**

- ・福島県内の阿武隈川周辺で想定最大規模の降雨(2日間総雨量323mm以上)があつた場合の洪水浸水想定区域の見直しが反映されています。
- ・昨年度までに行われた土砂災害警戒区域等の調査・指定状況が反映されています。



※必ずしもハザードマップのとおり災害が起きるわけではありませんが、いざというときに備え、家族・地域の皆さんで、近くで災害が起きる可能性のある場所、避難場所および避難所をこの機会に確認しながら、6ページの「マイ・タイムライン」を完成させましょう。

#### 住民説明会を開催します

ハザードマップの見方、活用の仕方などについて、次のとおり説明会を行いますのでお気軽にご参加ください。

#### 日時・場所

- ・二本松地域 5月21日(火) 市役所本庁舎6階止庁
- ・安達地域 5月20日(月) 安達公民館1階集会室
- ・岩代地域 5月30日(木) 岩代支所2階大ホール
- ・東和地域 5月23日(木) 東和文化センター2階研修室

※時間はいずれも午後6時30分から1時間程度を予定。  
※いずれの会場でも参加可能です。今回お配りしたハザードマップを持参願います。

#### 事業所の方へ

「ハザードマップを一部事業所にも備えておきたい」といった場合は、生活環境課、各支所地域振興課、または最寄りの住民センターでお配りできます。

#### ◎問い合わせ：

生活環境課生活防災係  
☎(55) 5102  
Fax (22) 4479